

(仮称)中野区人権及び多様性を尊重するまちづくり条例案に盛り込むべき主な事項について

(仮称)中野区人権及び多様性を尊重するまちづくり条例(以下「人権多様性条例」という。)案に盛り込むべき主な事項について、下記のとおり取りまとめたので報告する。

1 「人権多様性条例の考え方」に関する意見交換会等の実施結果

(1) 意見交換会

日 時	場 所	参加人数
10月22日(金) 19時～	南中野区民活動センター	1人
10月23日(土) 10時～	区役所会議室	3人
10月25日(月) 19時～	野方区民活動センター	1人
計		5人

(2) 区民から寄せられた意見

件数：0件

(3) 関係団体からの意見聴取

団体数：9団体(電子メール7団体 ファクス1団体 文書1団体)

(4) 人権多様性条例案に対する主な意見の概要及びそれに対する区の考え方 別紙1のとおり

2 「人権多様性条例の考え方」からの主な変更点

なし

3 人権多様性条例案に盛り込むべき主な事項

- ① 前文
- ② 目的
- ③ 基本理念
- ④ 区の責務
- ⑤ 区民の責務
- ⑥ 事業者の責務
- ⑦ 施策の推進のための取組

- ⑧ 調査研究等
- ⑨ 中野区人権施策推進審議会
- ⑩ 相談等に対する体制の整備
- ⑪ 相談等の処理
- ⑫ 委任

※詳細は、別紙2のとおり

4 パブリック・コメント手続の実施

人権多様性条例案に盛り込むべき主な事項に対するパブリック・コメント手続を、令和3年12月6日（月）から令和4年1月4日（火）まで実施する。区民への周知については、なかの区報12月5日号及びホームページへの掲載ほか、区民活動センター等で資料を公表する。

5 今後のスケジュール（予定）

令和3年12月	パブリック・コメント手続の実施
令和4年 2月	第1回定例会に条例（案）提案

「（仮称）中野区人権及び多様性を尊重するまちづくり条例の考え方」に係る意見交換会等における主な意見の概要と区の考え方

番号	意見の概要	区の考え方
1 「前文」について		
1	日本国憲法の理念について「崇高」とする表現はいらわないと思う。崇高には現実離れしたイメージ等があり、多様性を尊重する社会という「現実」と合わないのではないか。	この条例は、憲法の理念の下に現実的に目指すべき地域社会を実現するための考え方などを示しているものである。
2	この条例をつくる必要性について、もう少し述べられていた方がよいのではないか。例えばインターネットを悪用した人権侵害やコロナ等の差別などを明記してはどうか。	条例内容の浸透に当たっては、人権課題や社会的背景にも配慮していきたい。
2 「目的」について		
1	中野区の地域性をもう少し明記したうえで、区民・事業者などが共に活動したり、誰もががかわりを持つことに意味があるような文言が入れられるとよい。	基本構想の「人と人がつながり、新たな活力が生み出されるまち」を実現するための取組と合わせて、条例内容の普及を図るためPRの方法などを工夫していきたい。
3 「基本理念」について		
1	様々な要因が列記されているが、その中に思想・信条を加えてはいかがか。	今回は検討していないが、今後の課題の中で研究していきたい。
2	中野区男女平等基本条例と別に新たな条例をつくることの意味がもう少し分かるような文言があるとよい。性自認の問題や女性に対する暴力、ジェンダー平等、SDGsの課題などがあるからこそ、というような表現の追加を検討してほしい。	この条例は、人権全体に係る基礎的な位置づけとなる条例と考えている。男女平等基本条例など既存の条例との違いは明記しないが、各々の条例と合わせて周知を図り、相乗的な効果を生み出していきたい。
3	「複合的な」要因を捉える視点は重要でありぜひしっかりと取り組んでほしい。	複合的な要因による課題解決も重要でありその視点に立って条例運用に取り組んでいく。
4 「区の責務」について		
1	必要な施策を総合的に推進するとあるが、説明でもどのような施策と関連させていくことが書かれていないがどうか。	人権や多様性を尊重するため、関連する条例等としては、男女平等基本条例、自治基本条例の他、障害を理由とする差別の解消に関する法律等、また今後策定される多文化共生の推進に向けた基本方針などがある。今後、これらと関連させた施策を進めていく。
2	具体的な施策のイメージがつかみにくいという印象がある。人権に関してはこれまで同様の条例や施策が作られているが、それらとの整合性や連携が見えない。	
3	中野区男女平等基本条例との関係はどうか。より包括的なものなのか。	

番号	意見の概要	区の考え方
5 「区民の責務」について		
1	<p>「区民は、地域社会の一員として、交流、つながり等を通じて、目的とする中野のまちの実現に寄与するよう努めるものとする。」という条文が抽象的と感じた。区や事業所の責務として、人権及び多様性を尊重すると記載しているので、区民も人権や多様性を受け止め、地域の活動を通じて理解を示すなど、人権と多様性という記載を入れた方がわかりやすいと思う。</p>	<p>目的とするものは、人権と多様性が尊重された「人々が心豊かに安心して暮らし、共に新たな価値を生み出していくことのできる」中野のまちの実現として考えている。 具体的な責務を規定するかについては、今後の検討課題としたい。</p>
6 「事業者の責務」について		
1	<p>様々な人が様々な働き方をしている。従業員も大事にするような文言を追加してほしい。</p>	<p>事業全般に渡っての責務を規定しており、ご意見の内容も含んでいると考えている。</p>
7 「施策の推進のための取組」について		
1	<p>区は普及、広報活動や情報提供、活動の支援等を行うとしているが、こういうまちづくりは知識習得や精神論など、理解促進だけでは達成できないと思う。合理的配慮に即したハード的整備も必要だと思うが、そのことは書き込めないか。</p>	<p>ハード的整備の必要性は認識している。負担とのバランスなどを考慮しながら今後検討を進めていく。</p>
2	<p>この条例の内容は、中野にかかわる全ての人の理解が得られないと達成できないものである。全ての人が知ることのできるように周知方法を考えてもらいたい。</p>	<p>シンポジウムなどの開催やあらゆる広報手段を活用し、関連する条例による施策や事業とも合わせて周知を図っていく。</p>
3	<p>活動する人が集まれる場所や、ネットワーク作りのサポートなどをしてもらえるのか。 この条例を価値のあるものにするためには、実効性の担保が必要となる。地域の中での横のつながりを作るためには拠点施設は必要と思われる。区民、事業者がともに集える、多文化共生ホールのような居場所を新設してほしい。複合的な施設とすることで、つながりができると思われる。</p>	<p>既存のネットワークも活用しながら、今回の条例の視点で支援を行っていききたい。 拠点施設については、施設整備の全体の方向性や既存施設の活用調整の中で総合的に検討していく。</p>
8 「中野区人権施策推進審議会」について		
1	<p>審議会の設置は必要だが、審議会のあり方として、推進状況に対する意見や取り組みのアイディアについて、地域へも発信しながら意見交換を行うことも必要と思われる。 調査審議等については、取り組みが進んでいないことを追及するような役割と感じられるが、審議会は発信や取り組みの提案など、取組を前進させていくための推進力となってほしい。</p>	<p>情報発信の内容なども事業の運営状況に含めて報告する予定であり、審議会でも様々な取組への意見も出されることを想定している。審議会の意見を聞きながら、新たな取組についても検討を行っていききたい。</p>

番号	意見の概要	区の考え方
8 「中野区人権施策推進審議会」について		
2	条例内容に関し、浸透状況等の見守りやチェックの必要性が問われる。この条例が男女平等基本条例の内容を含み込むものならば、審議会の機能を明確にすべきである。審議会は様々な分野から委員を選出し、各課の進捗評価に合わせて、委員による総合採点で評価してはどうか。推進計画等を策定する場合も関与し、チェックする機能を持たせてはどうか。	審議会の運営や各事業への意見の反映方法については、他の評価制度との関係を見極めながら検討していきたい。
3	審議会は年に何回、開催する予定か。	年に2回程度と考えている。定例での開催とする予定である。
4	審議会で題材とするのはどのようなものか。	区民意識実態調査等の結果や事例、課題や規定・ルール等のチェック内容と、それらの見直し案などを考えている。
5	審議会委員について、再任を妨げないところがあるが、画一的な方法や馴れ合いを危惧する。再任の回数は2回までとするなど、期間の上限を定めた方がいいのではないか。	平等、公平性が担保されることや活発な意見交換は大切であるが、現時点で任期の上限回数を定めることは考えていない。
6	審議会委員の「関係団体が推薦する者」はどの団体か。保護司会、民生児童委員会は入っているか。	中野区男女共同参画・多文化共生推進審議会に携わっていただいた委員の所属する団体を基に考えていきたい。
7	関係団体について、審議会に諮問した4視点、男女共同参画、多文化共生、年代・世代、障害に基づいて関係する団体から選出してほしい。	
8	中野区人権施策推進審議会では、委員として「当事者」参画の保障を明示すべきではないか。	委員については、当事者の視点を持ち、当事者の状況等を把握している委員を選出したいと考えている。
9	委員数の内訳は決まっているのか。	公募による区民の方は2人、学識経験者は2人、団体推薦の方は6人程度と考えている。
10	審議会について、計画や施策をつくるための審議はしないのか。	現在、この条例に基づく計画策定は考えていない。
11	男女共同参画基本計画に関する審議もした方が良い。	既存のルール等についても、審議会において、人権の視点で見直しを検討できるものにしたいと考えている。基本計画そのものの審議は行わないが、人権にかかわる総合的な視点を持って、男女共同参画についても意見を求めていく。
12	区内の相談状況を把握することが肝であると思う。相談が少ないと、今後の施策や改善につながらないと思う。	庁内にも調査を行う予定であり、関係団体にも相談状況を確認していく。

番号	意見の概要	区の考え方
9 「相談等に対する体制の整備」について		
1	中野区の意識調査結果や実態を踏まえて、ニーズに即した支援、相談体制のあり方を検討してほしい。	条例の運用の中で検討していく。
2	SOGIに関し、カミングアウトできずに悩んで困っている人がいる。相談の機会があることをしっかり周知してほしい。	性的マイノリティ相談をPRしていきたい。また、必要に応じてその他の相談窓口についても適切な案内をしていきたい。
3	条例制定をするだけでなく、きちんと理念に則って、窓口等できちんと対応していただきたい。	職員研修やマニュアルの整備など、条例の趣旨を踏まえて充実させていく。
4	相談機能というのは一般的な相談機能だけではなく、高度な相談に応えられる体制が必要と思う。	法律による判断が必要な相談には、区民相談における法律相談など、内容に合わせて他の相談機能と連携することで対応していきたい。また、専門相談が必要な場合は、国や都の制度や各機関の相談窓口等とも連携することで適切に対応していく。
5	第10、11条案の実効性担保のためにも、審議会をうまく運営していくためにも人員が必要である。	人員確保策については、相談等の実状に合わせて検討していきたい。
6	豊島区は相談の処理経過についてホームページなどに掲載している。こうしたことで区民に実績や有効な規定であることを周知でき、次の利用に繋がるため、実施を検討してほしい。	審議会に報告する内容や相談事業の充実を図る中で事例なども示していきたいと考えている。
7	相談した後どうなるのかなど、フローチャートを作成してほしい。	各相談について、フローチャートなどわかりやすいものを整備していく。
10 「相談等の処理」について		
1	障害者が施設利用で困っている場合に、条例施行後はどのような道筋をたどっていくのか。	内容に応じて、適切な相談窓口に迅速かつ的確につなげるなど、調整していきたい。
11 「相談等に対する体制の整備」「相談等の処理」について		
1	第10条、11条案の相談等について、他の条例では「相談・苦情」というところがあるが、「相談等」となると、カウンセリングのようなイメージで、紛争解決や差別是正には立ち入らないように感じてしまうのがいがか。	この条例では直接的に個別事案を扱う審査会機能は整備しない。個別相談で解決できない事象が生じた場合には、審議会の意見も聞きながら対応方法を検討していきたい。
12 その他、全体に関わることについて		
1	男女共同参画の推進・多文化共生社会の実現という文言とDV、セクシュアルハラスメント、LGBTQの性自認、国籍等による差別のない街づくりという人権宣言をこの条例ではわかるようなタイトルになることを期待する。	条例名等に挙げられたような記述はないがご意見の主旨は条例の内容に備わっていると考えている。

番号	意見の概要	区の考え方
1 2 その他、全体に関わることについて		
2	条例の制定は遅すぎるぐらいである。「まちづくり」という言葉が入ると、環境整備のハード面を想像してしまうが、今回の条例については「心のバリアフリー」というソフト面が重要である。例えば「まちづくり」という文言を使わずに「中野区人権及び多様性を尊重する社会をめざす条例」とか、「中野区人権及び多様性を尊重し共生社会をめざす条例」などとした方がいいと思う。	共生社会の考え方は、条例内容に盛り込まれており、「まち」はハードだけではなく、ご指摘のソフト面も含んでいると考えている。ユニバーサルデザイン推進条例の内容等も合わせて浸透を図っていく。
3	答申の4ページの条例の考え方について、第1条や第3条に反映されていると思うが、差別禁止に関する規定がない。明確に差別をしてはならないというルールがない場合、第11条にある指導について、行うのが難しくなってしまうのではないか。差別禁止規定を条例に入れるべきではないか。	この条文案における「指導」は、基準に照らし合わせた適否を判断するものではなく、一般的な指導により支援機能を発揮できるものと捉えているため、差別の禁止規定の条文そのものを盛り込むことは考えていない。
4	この条例では 区、区民、事業者がそれぞれ責務を果たすとなっているが、区外在勤者、在学者なども含めた表現はできないか。	すべての人が、と規定することが、来街者も含むこととなると考えている。
5	少数派も大切にしたい条例にしてほしい。	少数派も多数派も含めて、差別のないまちづくりを目指していきたい。
6	SOGIに対する、差別を禁止する規定をいれてほしい	人権全般に対する条例であり、ご意見の趣旨も含んでいると考えている。
7	今回の条例で性的マイノリティの方に新たに保障がされるのか。	条例内容の理解が促進されることで、パートナーシップ宣誓の制度などをより活用しやすくするなどの効果を見込んでいる。
1 3 ご意見としていただいたもの（条例案以外）		
1	1の前文の説明文の中の、「差を感じやすいこと」の部分について「違いを感じやすい」にしてはどうか。	
2	新区役所にも飲食が自由にできるスペースをつくり、区民が交流できたり、区民一人ひとりの人権、心を守る為に必要である。	
3	多文化共生全体の取組もきちんと進めてほしい。	
4	障害当事者の立場から団体の育成などを行っている、認定NPO法人DPI日本会議の報告書についても参考資料として審議会で活用してみてもどうか。	

(仮称) 中野区人権及び多様性を尊重する
まちづくり条例案に盛り込むべき主な事項

1 前文

日本国憲法は、基本的人権を保障し、個人の尊重と生命、自由及び幸福追求に対する権利、そして法の下での平等と差別の禁止をその理念としています。

様々な個性や価値観を持つ人々が暮らす中野のまちにおいては、この崇高な理念の下に、互いの人権と多様性を尊重し、これを認め合いながら、共に新たな価値をつくっていくことが求められています。

また、全ての人々が差別をすることや差別をされることのない環境、そして差別をされている状況を見過ごすことのない環境を整備することが必要です。

私たちは、この理念の下で、全て人がその能力を発揮し、自分らしく、心豊かに、安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、この条例を制定します。

(説明)

中野区は、令和3年3月に改定された中野区基本構想において、「国籍や文化、年齢、障害、性別、性自認や性的指向などにかかわらず、誰もが地域の一員として安心して暮らし、地域の特色や今までにない新たな価値が生まれています」という10年後に目指すまちの姿を掲げています。この姿の実現のため、人権と多様性を尊重するための条例が必要と考えます。

男女共同参画社会の実現に加え、性的マイノリティや、約120の国と地域から人々、年齢や世代、障害など、人々が違いを感じやすいことに関して、お互いの人権や多様性に関する理解を深めていくことによる、さらなる地域社会の発展が望まれています。

区、区民、事業者が力を合わせ、互いに地域社会の一員として活躍できる環境づくりを行うことで、人権と多様性を尊重するまちをつくることを宣言したいと考えます。

2 目的

この条例は、人権及び多様性を尊重するまちづくりを推進するための基本理念を定め、中野区（以下「区」という。）、区民及び事業者の責務を明らかにすることにより、人々が心豊かに安心して暮らし、共に新たな価値を生み出していくことのできる中野のまちを実現することを目的とする。

(説明)

区、区民、事業者がそれぞれの責務を果たすことによって地域社会において理解し合い、協力し、新たな価値が生まれ、心豊かな暮らしにつながっていくと考えます。

3 基本理念

人権及び多様性を尊重するまちづくりは、全ての人が、性別、性自認、性的指向、国籍、人種、民族、文化、年齢、世代、障害その他これらの複合的な要因による差別を受けることなく、それぞれの能力を発揮し、地域社会の一員として暮らすことができることを基本理念とする。

(説明)

この条例において、全ての人に必要とされる基本理念を定めることが必要と考えています。

様々な要因が重なり合う部分で生じる課題を捉える視点も必要と考えます。

4 区の責務

区は、基本理念にのっとり、区民一人ひとりが人権及び多様性を尊重し、これを認め合うために必要な施策を総合的に推進するものとする。

区は、施策の推進に当たっては、区民、事業者及び関係機関との連携及び調整を図るものとする。

(説明)

人権や多様性を尊重するためには、区、区民、事業者がそれぞれの立場で必要な取り組みを検討し、実行していくことが重要です。

区は、この条例内容の理解促進のため、率先して情報提供を行うとともに、区民や事業者の取り組みへの支援や、関係機関も含め、連携のための調整を行います。

5 区民の責務

区民は、地域社会の一員として、交流、つながり等を通じて、目的とする中野のまちの実現に寄与するよう努めるものとする。

区民は、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(説明)

人権や多様性の尊重について、区民一人ひとりがさらに理解を深めていく必要があります。

地域活動等を通じて、お互いの個性や価値観を知り、地域社会を共につくる意識づくりにつなげていくことが必要と考えます。

6 事業者の責務

事業者は、施設、商品及びサービスの提供その他自らの事業を通じて、人権及び多様性の尊重に努めるものとする。

事業者は、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(説明)

事業の運営全般において、環境を整えていくことが必要と考えます。

7 施策の推進のための取組

区は、施策を推進するに当たり、その普及及び広報活動等を行うものとする。

区は、区民及び事業者が実施する活動で施策の推進に寄与するものを促進するため、必要な情報の提供及び当該活動の支援を行うものとする。

区は、社会教育その他生涯にわたって行われるあらゆる教育の場において、人権及び多様性を尊重し、これを認め合う意識を醸成するために必要な取組を行うものとする。

(説明)

施策は、多くの人に知ってもらうことが必要であり、区はそのための普及及び広報活動を行うとともに、区民等の同様の活動を支援する必要があると考えます。

人権や多様性を尊重するための学びは、生涯にわたり学んでいく機会をつくっていく必要があると考えます。

8 調査研究等

区は、施策を効果的に実施するため、調査研究及び必要な情報の収集に努めるものとする。

(説明)

区が事例や関連情報を集め、調査研究を行うことで、施策の推進や相談事業等に生かすことができると考えています。

9 中野区人権施策推進審議会

人権及び多様性を尊重するまちづくりを推進するため、区長の附属機関として、中野区人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

審議会は、次に掲げる事項をつかさどる。

- 1 人権及び多様性の尊重に関する事業の運営状況及び相談等の状況について区長から報告を受けること。
- 2 区長の諮問に応じ、人権及び多様性の尊重に関する重要な事項について調査審議し、答申すること。

審議会は、前項各号に掲げる事項に関し必要があると認めるときは、人権及び多様性の尊重に関する重要な事項について、区長に意見を述べることができる。

審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- 1 公募による区民
- 2 関係団体が推薦する者
- 3 学識経験者

審議会の委員（以下「委員」という。）の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(説明)

区を取り巻く周辺環境の変化や対応に必要な具体的事柄が発生した場合にも柔軟かつ適切に対応していくため、審議会の設置を考えています。

10 相談等に対する体制の整備

区は、国及び東京都との適切な役割分担を踏まえ、区民及び事業者からの人権及び多様性に関する相談等に的確に応じるために必要な体制を整備するものとする。

(説明)

国、東京都との役割分担を踏まえ、区は基礎的自治体として、地域に身近な位置にあることを踏まえ、相談等に適切に対応するための必要な体制を整備します。

1.1 相談等の処理

区長は、区民及び事業者からの人権及び多様性に関する相談等を受けたときは、必要な調査を行い、助言又は指導を行う等解決のための支援を行うものとする。

(説明)

相談等があった時は、関係する事業等の内容を調査、情報収集に努めるとともに、課題解決のため、必要に応じて助言や指導による支援や解決のための環境整備に向けた対策などを行うことを考えています。

1.2 委任

この条例の施行に関し、必要な事項は区長が定める。

(説明)

この条例本文で規定していないものは、規則等で定めることを考えています。